

商標権	判決年月日	令和8年4月15日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10098号		
<p>○ 上段に、外側から中央に向けて灰色から白色にグラデーションが施された円図形内に「乳酸菌」と「サイエンス」の文字を上下二段に表し、中段に、乗算記号と理解される「×」の記号を配し、下段に、グラデーションが施された灰色の線により描かれた年輪様の円図形内に「肌構造」と「サイエンス」の文字を上下二段に表した構成から成る商標（指定商品・第3類「化粧品、せっけん類」）は、商標法4条1項11号に掲げる商標に該当しないと判断した事例</p>				

(事件類型) 審決 (拒絶査定不服審判) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(審決) 不服2025-5701号

判 決 要 旨

1 原告は、本願商標（後記）の商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求をしたが、特許庁は請求不成立の本件審決をした。本件は、本件審決の取消しを求める訴訟であり、争点は本願商標の商標法4条1項11号該当性である。

2 本願商標の構成は、以下（左）のとおりである（指定商品・第3類「化粧品、せっけん類」）。また、引用商標（商標登録第6777953号）の構成は、以下（右）のとおりであり、「肌構造サイエンス」の文字を標準文字で表して成るものである（指定商品・第3類「せっけん類、化粧品」）。



肌構造サイエンス

3 本件審決は、本願商標につき、分離観察が可能であり、本願商標の下段部分と引用商標の比較においては、外観上近似した印象を与え、称呼及び観念を共通にするから、取引者や需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、本願商標は、引用商標と商品の出所について誤認混同を生じさせるおそれのある類似の商標であり、指定商品も同一であるなどとして、商標法4条1項11号該当性を認めた。

4 これに対し、本判決は、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるとして、商標法4条1項11号該当性を否定した。その理由の概要は、次のとおりである。

(1) 本願商標と引用商標の類否を検討すると、本願商標は、上段に、外側から中央に向けて灰色から白色にグラデーションが施された円図形内に「乳酸菌」と「サイエンス」の文字を上下二段に同じ幅で表し、中段に「×」の記号を配し、下段に、グラデーションが施

された灰色の線で描かれた年輪様の円図形内に「肌構造」と「サイエンス」の文字を上下二段に同じ幅で表して成るものであるのに対し、引用商標は、「肌構造サイエンス」の文字を標準文字で横書きして成るものであるから、本願商標と引用商標が、外観において相違することは明らかである。

また、本願商標の構成部分全体からは「ニューサンキンサイエンスカケルハダコウゾウサイエンス」との称呼が生じ、「乳酸菌に関する科学的知見と、肌の構造に関する科学的知見とを、掛け合わせたもの（商品）」ほどの観念が生ずるのに対し、引用商標からは「ハダコウゾウサイエンス」との称呼が生じ、「肌の構造についての科学的知見（を利用した商品）」ほどの観念が生ずるのであって、本願商標と引用商標は、称呼においても観念においても類似するとはいえない。

そうすると、本願商標及び引用商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者や需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察しても、両商標が同一の商品に使用された場合に、その商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとは認められず、本願商標と引用商標は、非類似の商標というべきである。

(2) 被告は、本願商標と引用商標は、その要部の比較において外観が相紛らわしく、称呼及び観念が共通することから類似する旨の主張をする。

しかし、本願商標は、その外観、称呼、観念に照らすと、本願商標の下段部分の文字部分（「肌構造サイエンス」）のみが独立して見る者の注意をひくように構成されていて、同部分が取引者や需要者にその指定商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるのは困難である。また、本願商標の構成中の図形部分や、ありふれた乗算記号である「×」の記号はともかく、上段部分の文字部分（「乳酸菌サイエンス」）については、これを商品の品質等を普通に用いられる方法で表示するものとはいえず、そこからは、「ニューサンキンサイエンス」との称呼、及び、「乳酸発酵に関与する細菌である乳酸菌に関する科学的知見」ほどの観念が生ずるのであって、指定商品との関係において、下段部分の文字部分以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認めるのも困難である。そして、実際の取引において、本願商標が下段部分の文字部分のみによって称呼、観念されているなどの実情にあることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、図形の大きさが同一であり、文字部分の書体、文字数等が同一であるなどの本願商標の外観上の特徴に加え、その構成部分全体から生ずる称呼がやや冗長であることや、商取引においては、コラボ商品等を中心として、複数の独立したブランド名又は名称を併記する際、その間に「×」の記号を配置する表示が広く採択、採用されていること（乙8～17）を併せ考慮しても、本件において、本願商標の下段部分の文字部分のみを引用商標と比較して商標の類否を判断することは許されず、その構成部分全体を引用商標と比較して商標の類否を判断すべきである。

(3) 以上によれば、本願商標は、引用商標と非類似の商標であり、商標法4条1項11号に該当しない。